

産地第72号
令和2年12月1日

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 長島 巖 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和2年5月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ファミリー

京都市右京区山ノ内池尻町一丁目1番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

隔地駐車場の廃止に伴い、利用客の来退店経路が変わることから、引き続き、交通整理員により適切な誘導を行うことが望まれます。

また、今後、小売業者の変更等により、駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域及び準工業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は店舗及び住居、東側は道路を隔てて小学校及び集合住宅、西側は葛野大路通を隔てて大学及び高等学校、南側は四条通を隔てて店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づく説明会については、新型コロナウイルスの感染拡大により、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第4条第1項の規定に基づく説明会開催不能認定を行ったため、経済産業省令第13条第2項に基づき、届出等の要旨を記載した周知ちらしを日刊新聞紙に折り込んだ。

なお、届出内容に関する住民からの問合せはなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、店舗東側の隔地駐車場の廃止に伴う駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置等の変更であるが、併せて、利用実績に基づき、全体の収容台数を減少させるものである。

駐車場の収容台数の変更（減少）については、利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の滞留台数を満たす台数を確保している。また、駐車場の位置並びに出入口の数及び位置の変更については、収容台数が少ない隔地駐車場の減少であることなどから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

しかしながら、隔地駐車場の廃止に伴い、利用客の来退店経路が変わることから、引き続き、交通整理員により適切な誘導を行うことが望まれる。

また、今後、小売業者の変更等により、駐車場が不足する場合は、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれる。